

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、営業の業務を行っていたところ平成〇年〇月〇日上司が異動となりAが就任した。請求人は〇月よりAからパワーハラスメント(以下「パワハラ」という)を受け、身体の変調をきたすようになり、激しい発汗、恐怖感におそわれ、不眠が毎日続いたため、〇医院を受診した結果、「抑うつ症、不眠症」と診断された。請求人は、本件疾病は職場でのパワハラにより発症したものであり、業務上の疾病であるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務に起因して発症したものと認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

うつ病の発症は、①長時間労働による慢性的過労、②新しい上司の方針による仕事内容の変化と業務量の増加、③退職強要を含む上司の暴言と個人攻撃等によるものであり、業務上の災害である。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

#### (1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月頃に発症したと認められる。

#### (2) 業務による心理的負荷の評価

ア 平成〇年〇月に着任した上司Aから厳しい指導を受けていたことは、「上司とのトラブルがあった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。請求人は上司のAから、時には叱責や暴言を受けた事実は認められるが、Aが上司として部下の業務に高いレベルを要求し指導するなかでの言動であって、業務に関わる指導の範疇を明らかに超えものとは認められず、嫌がらせがあったか否かは不明であり、心理的負荷の強度は「Ⅱ」のままと考える。

イ 「出来事後の状況が持続する程度」の心理的負荷の評価について、恒常的な長時間労働は認められないため、出来事後の状況が持続する程度に過重性は認められない。

#### (3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

業務以外の心理的負荷の評価は調査結果から認められず、個体的要因も社会生活上に支障を来すような問題は確認されていない。

#### (4) 結論

以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」であり、精神障害を発病させるおそれのある程度の業務による心理的負荷であったとは認められない。よって本件疾病は業務上の疾病とは認められない。

#### 4 審査官の判断

##### (1) 発症時期

請求人は I C D - 10 診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月頃に発症したと認められる。

##### (2) 業務による心理的負荷の評価

請求人は、①平成〇年〇月〇日に、上司がAに替わり、攻撃的で、人格を否定するような酷い叱責や暴言を吐かれ、着ているスーツについても文句を言われるようになった。②上司のAから「お前は合わないから辞めちまえ」、「辞めろ、辞めろ」と言われ続けた。③長時間労働による慢性的な過労により発症したと申し立てている。

①の出来事は「上司とのトラブルがあった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

②の出来事は上司A支店長の聴取等から退職強要の事実は認められず、「職場における心理的負荷評価表」の具体的出来事「退職を強要された」として評価することはできない。

③については恒常的な長時間労働に従事していたと評価することはできない。

また請求人は上司のAから、時には叱責や暴言を受けた事実は認められるが、Aが上司として部下の業務に高いレベルを要求し指導するなかでの言動であって、業務に関わる指導の範疇を明らかに超えるものとは認められず、心理的負荷の強度は「Ⅱ」のままと考える。

「出来事後の状況が持続する程度」の心理的負荷の評価は、恒常的な長時間労働は認められないため、出来事後の状況が持続する程度に過重性は認められない。

##### (3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

業務以外の心理的負荷の評価は調査結果からは認められず、個体的要因も社会生活上に支障を来すような問題は確認されていない。

#### (4) 結論

以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「強」とは認められず、精神障害を発病させるおそれのある程度の業務による心理的負荷であったとは認められない。

よって本件疾病は業務上の疾病とは認められず、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。